

令和8年6月24日

指定就労継続支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
運営指導課長

就労継続支援事業所（A型・B型）への本市職員による現地確認について

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各指定就労継続支援事業所におかれましては、厚生労働省通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」及び「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）における在宅支援の要件遵守の徹底について」などに基づき、利用者等への適切な支援を実施していただいているところです。

各事業における支援は、原則として対面での実施を前提としているところですが、最近では在宅支援のみでのサービスを実施し、事業所に管理者、サービス管理責任者及び従業員が不在、また営業時間であるにもかかわらず、事業所が開いていない状況が散見されています。

これらのことから、上記の状況を確認するため、本市職員による事業所への現地確認を行います。

つきましては、次のとおり実施いたしますので、各事業所管理者様におかれましては、ご対応よろしくお願いいたします。

記

1. 現地確認 本市職員による訪問を実施します。（**通知、連絡はいたしません**）
指定時の開設計画や運営規程などに基づき、状況確認を行います。
事業所において、ご用意していただく書類はございません。
2. 運営指導 確認の結果、不適切な状況が確認された場合は、**即時に運営指導に切り替えます。（場合によっては監査へ移行します）**
3. 実施時期 令和8年7月1日から

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課

電話:06-6241-6527

* ガイダンス「1(いち)」とお話してください。